

「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」の構成のイメージ（案）

重点検討項目①：国土の国民全体による管理の推進と多様な主体による参画の促進

持続可能な社会の基盤となる国土の管理のためには、土地所有者等や行政のみならず、企業、NPO等の多様な主体が、自然や人工資本を含めた国土の有する防災、環境保全機能や社会的、経済的価値を保全し、高めるとともに、将来世代に継承していくための公的な活動に取り組むことを促進する必要があるとの観点から、以下のa)の項目について、関係行政機関の取組状況を確認した。

a) 土地所有者等、NPO、事業者、地域住民等の多様な主体による持続可能な国土管理（森林、農地、都市の緑地・水辺、河川、海、集約型都市、環境的に持続可能な交通システム等）への参画を促し又は容易にするための取組

（1）環境基本計画における施策の基本的方向

我が国全体において、都市や農山漁村地域等の構造の見直し、環境的に持続可能な交通システムの構築や国民全体による国土の適切な維持・管理、利用を通じて、環境が適切に保存され、環境の変化にも適応できるような国土の形成と将来世代への継承に取り組む。また、このため、各地域の特性に応じ、土地所有者等、行政のみならず、地域住民、事業者、NPO、民間団体等の多様な主体における役割の認識と必要な取組への積極的な参画を促進する。

（2）現状と取組状況

国は、国全体の持続可能な国土管理に関する基本方針を策定し、また、土地所有者等による適切な管理の推進を図るとともに、多様な主体の参画を促進するための普及啓発を実施する必要がある。

このような観点の下に、以下のような取組を行っており、これらに関連する現状は以下のとおりである。

a) 土地所有者等、NPO、事業者、地域住民等の多様な主体による持続可能な国土管理（森林、農地、都市の緑地・水辺、河川、海、集約型都市、環境的に持続可能な交通システム等）への参画を促し又は容易にするための取組

現状

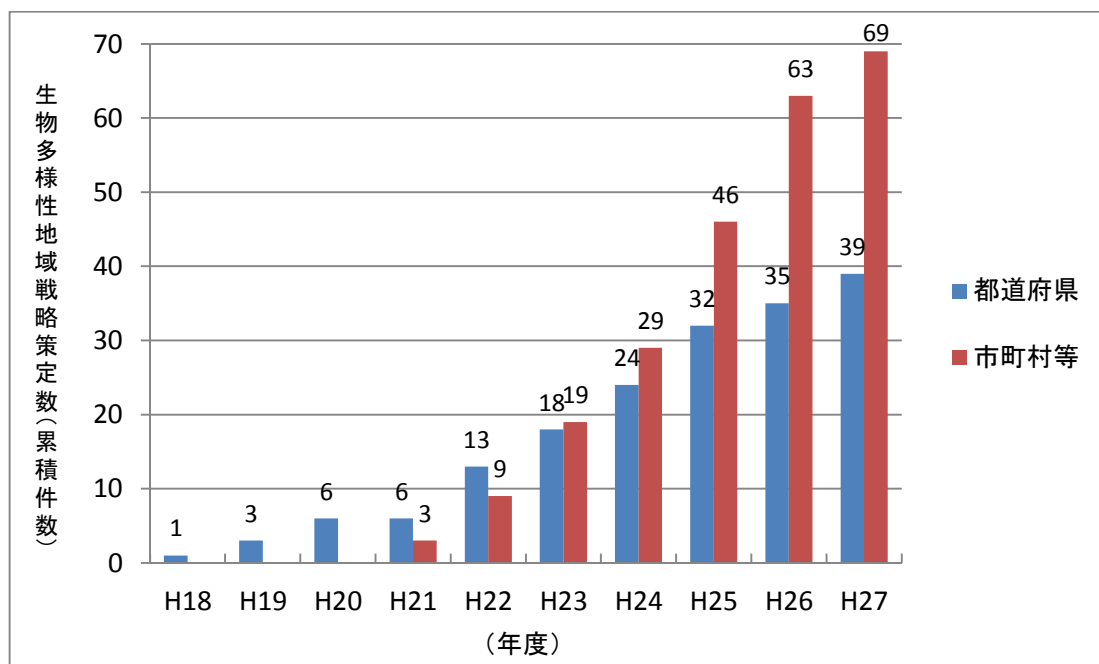
国土管理の参画について、地方公共団体を中心とした多様な主体による参画は、例えば、「生物多様性基本法」（平成 20 年法律第 58 号）により、都道府県及び市町村が単独で又は共同してその区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する計画（生物多様性地域戦略）の策定に努めなければならないこととされており、平成 27 年度末時点で、39 都道府県、69 市町村等において策定され、着実に増加している（図表 1）。

また、「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」（平成 22 年法律第 72 号。以下「生物多様性地域連携促進法」という。）により、市町村が単独で又は共同して作成できることとされている、当該市町村の区域における地域連携保全活動の促進に関する計画（地域連携保全活動計画）は、平成 27 年度までに 13 件と増加しており、一定の進展が見られる（図表 2）。

なお、平成 10 年 12 月に施行された特定非営利活動促進法の規定に基づき、平成 28 年 3 月 31 日までに設立の認証を受けた N P O 法人 50,870 のうち、定款に記載された活動分野において、環境分野の保全を図る活動を目的にしている N P O 法人は、14,071 となっている。

一方、地域の実情に応じた多様な主体による国土管理への参画の促進について、例えば、環境省において、地域における優れた環境保全に資する取組を対象に発掘、顕彰を行う表彰制度数の推移をみると、現行の環境基本計画が策定された平成 24 年度には 4 制度だったものが、平成 26 年度には 6 制度、平成 27 年度には 8 制度となっており、着実にその充実が図られているところである。

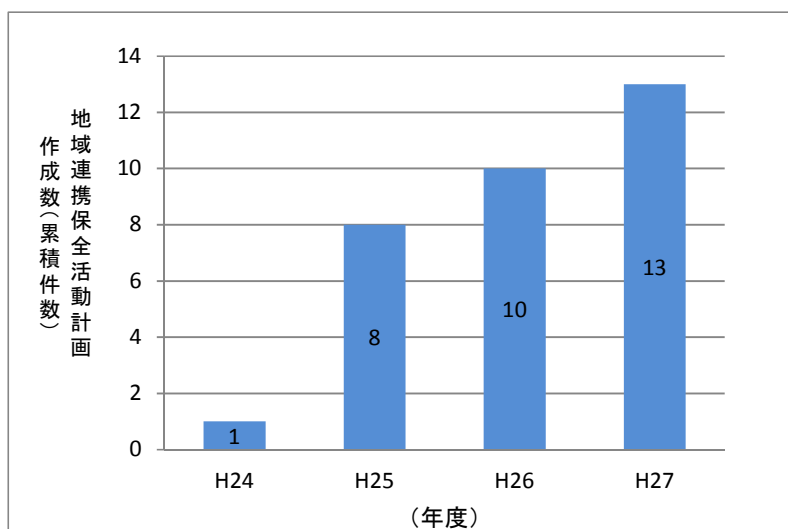
図表 1. 生物多様性地域戦略の策定状況



出典) 環境省ウェブサイト「生物多様性地域戦略の策定状況」

(http://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/local_gov/local/information.html)、
環境省資料から作成

図表 2. 地域連携保全活動計画の作成状況



出典) 環境省ウェブサイト「地域連携保全活動計画について」

(http://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/renkeisokushin/_case/index.html) から作成

取組状況

<総合的な取組>

【人口減少下における長期的な国土管理方策の検討】（国土交通省）

本施策は、国土を健全な状態で管理し続けていくためには、重要な国土管理を優先的に実施するとともに、少ない資源投入で効率的・効果的に国土を管理して

いくことが重要であるとの考えに基づき、国土管理を実行するための方策について検討するものである。

平成26年度及び平成27年度は、上述の考え方に基づき、試行を行う地域及び地域活動を行う団体を選定し、地域団体と地域住民が連携して、土地利用についての計画や方針を策定した上で、地域で選択した作物の栽培等の土地の管理の試行を行い、地域住民による地域の土地利用の選択を行う際の課題の解決策について、一定の示唆を得ることができた。

新たな国土形成計画及び国土利用計画（平成27年8月閣議決定）では、防災・減災、自然共生、国土管理などの効果を複合的にもたらす「複合的な施策」と、開発圧力が低減する機会をとらえ、土地の特性や条件を踏まえて最適な国土利用を選択する「国土の選択的な利用」を推進する必要があるとされている。加えて、これらの取組を進めるにあたっては、国民参加による国土管理（多様な主体による国土の国民的経営）がより一層重要であると位置づけられている。

それらを踏まえ、今後は、「複合的な施策」と「国土の選択的な利用」を推進するための方策を検討する。

【多様な主体の連携・協働による生態系ネットワークの充実強化】（国土交通省）

本施策は、国土交通分野でこれまで取り組んできた海の再生、緑地の保全・緑化の推進、湿地の再生等による自然環境の保全・再生・創出に係る施策について、地方公共団体、企業、NPO、地元住民等の多様な主体との連携・協働を更に推進することにより、生態系ネットワークの充実強化に取り組むものである。

○ 全国海の再生プロジェクト

東京湾、大阪湾、伊勢湾、広島湾において、関係省庁・地方公共団体で構成される再生推進会議を通じ、陸域からの流入負荷の削減対策、干潟や藻場の保全・再生・創出等による海域浄化対策、モニタリング等の総合的取組を推進した。また、平成26年6月に、「大阪湾再生行動計画（第二期）」を策定した。さらに、平成28年3月に海の再生プロジェクトの普及啓発・情報共有のために「海の再生全国会議」を開催し、行政機関やNPO等（計9団体）から210名が参加した。

○ 東京湾再生官民連携フォーラム

東京湾再生に関する多様な関係者との連携協働を推進し、平成27年5月に新たなプロジェクトチーム「東京湾再生のための行動計画の指標の活用プロジェクトチーム」を発足した。また、同年10月に東京湾の環境への関心を喚起するイベント「東京湾大感謝祭2015」（来場者数約8万8,000人）を開催した。

○ 都市に残された緑地や都市近郊の比較的大規模な緑地の保全

多様な主体が参画した緑地の保全等により、都市の緑地の一層の保全を推進した。平成26年度は、特別緑地保全地区^{*}の指定面積が57ha増加するなど、拠点となる緑地の保全・創出・再生を進めるとともに、都市における生態系ネットワークの形成を促進した。また、平成18年から毎年開催されている「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」において、地方自治体

のほか市民団体等との連携による活動を継続的に行っている。

○ 地域の多様な主体（地方公共団体、市民、農業関係者等）と連携した生態系ネットワーク形成の取組

兵庫県豊岡市の円山川におけるコウノトリの再生等の先進事例を検証し、そのノウハウを基に他地域へ展開した。例えば、千葉県野田市を始めとする関東地域において、学識者や地方公共団体首長、自然保護団体、農政局等を構成員とする「関東エコロジカルネットワーク推進協議会」を関東地方整備局が事務局となって開催しており、平成26年度には「関東地域におけるコウノトリ・トキを指標とした生態系ネットワーク形成基本構想」を、平成27年度には「関東地域におけるコウノトリ・トキを指標とした生態系ネットワーク形成基本計画」を策定した。また、平成27年度には初めてコウノトリの放鳥が行われた。なお、平成28年6月には、前年に引き続きコウノトリの放鳥が行われたところである。「国土交通省環境行動計画」（平成26年3月策定）において、目標設定初年度に当たる平成26年度末時点では、対象水系のうち、広域的な生態系ネットワークの構築に向けた協議会の設置及び方針・目標を決定している割合は38%となっている。

今後は引き続き、国土交通分野において、「国連生物多様性の10年日本委員会」（UNDB-J）の枠組みをいかしつつ、「生物多様性国家戦略」や「国土交通省環境行動計画」に基づき、地方公共団体、企業、NPO、地元住民等の多様な主体との連携・協働の推進による生態系ネットワークの充実強化の取組・検討を進める。

※ 都市緑地法に基づき、都市の良好な自然的環境を形成している緑地を市町村が都市計画に定め、開発行為等を許可制により規制し、現状凍結的に保全する地区。

【地方公共団体の地域温室効果ガス排出抑制計画（地方公共団体実行計画：区域施策編）の策定・推進支援】（環境省）

本施策は、改正前の地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」）第20条の3第1項、第2項並びに第3項に基づき、地方公共団体が定める温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）のうち、区域における温室効果ガス排出抑制策について定める部分（以下「区域施策編」という。）に基づく多様な主体による低炭素まちづくりの推進のため、都道府県並びに指定都市及び中核市（施行時特例市^{*}を含む。以下同じ。）未滿の市町村においては区域施策編の策定を促進し、都道府県並びに指定都市及び中核市においてはその内容充実を図るべく、ソフト、ハード両面において支援を行うものである。具体的には、ソフト面では、「住民参加による低炭素都市形成計画策定モデル事業」（以下「住民参加モデル事業」という。）や「地方公共団体実行計画を核とした地域の低炭素化基盤整備事業」（以下「実行計画基盤整備事業」という。）を実施している。また、ハード面では、各種委託事業や「先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業」（以下「グリーンプラン・パートナーシップ事業」という。）で全国

に普及させるモデル的な取組となる実行計画に位置づけられた設備導入事業等の支援を行っている。

平成26年度は、ソフト面では、住民参加モデル事業（平成26年度で事業終了）を全国8か所（継続8件）、実行計画基盤整備事業において地方公共団体職員を対象とした研修会である低炭素塾（環境省が主催する全国版全5回（第1回は全国9か所、第2回目以降は東京のみで開催））、地方公共団体実行計画の策定状況や内容等に係る施行状況調査を実施した。ハード面では、グリーンプラン・パートナーシップ事業において、33件（全て新規）の事業化計画策定・事業実現可能性調査（F S調査）、35件（全て新規）の設備導入事業の支援を実施した。平成27年度は、ソフト面では、実行計画基盤整備事業において地方公共団体職員を対象とした研修会である低炭素塾（環境省が主催する全国版を全5回（第1回は全国9か所、第2回目以降は東京のみで開催））、当省の支援を受けて都道府県が主催する地域版を全9回（モデル地域4か所で1か所当たり2～3回の開催））、施行状況調査を実施した。ハード面では、グリーンプラン・パートナーシップ事業において、25件（全て新規）の事業化計画策定・F S調査、29件（新規12件、継続17件）の設備導入事業の支援を実施した。平成28年度は、ソフト面では、実行計画基盤整備事業において地方公共団体職員を対象とした研修会（全国7か所、地域版約5か所において開催）、施行状況調査を実施する予定である。ハード面では、グリーンプラン・パートナーシップ事業において、14件の設備導入事業（全て継続）の支援を実施する予定である。

今後は、日本の約束草案を踏まえつつ、地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化対策計画が閣議決定されたことを受け、地方公共団体に対し同計画に即した地方公共団体実行計画となるよう、上記の施策を始めとしてソフト及びハードの両面から働きかけていく。また、今後も地方公共団体に対して各種研修を行うとともに、施行状況調査による地方公共団体実行計画の計画内容等の分析・評価結果をフィードバックしていく。

（参考）地方公共団体実行計画：区域施策編策定率（平成27年10月1日現在）

- ・法令上策定を義務づけられている都道府県並びに指定都市及び中核市：97.4%
- ・都道府県並びに指定都市及び中核市未満の市町村：16.9%

※ 平成26年5月の地方自治法改正により、特例市制度が廃止され中核市に統合されたことに伴い、平成27年4月1日の改正法施行の時点で既に特例市に指定されている都市は、施行時特例市に移行した。

【地域生物多様性保全活動支援事業】（環境省）

本施策は、地域における生物多様性を保全することが国土全体の生物多様性保全につながるため、地域における生物多様性の保全に関する活動を支援するものであり、以下の事業を行っている。

○ 地域生物多様性保全活動支援事業（委託事業）

生物多様性に関連する法律に基づく計画等の作成、法定計画に基づく先進的な取組についてその有効性の実証を国の委託事業として実施するものであり、平成26年度は11件実施した。なお、平成25年度行政事業レビューの結果

を踏まえ、生物多様性に関連する法律に基づく計画等の作成は地方公共団体が主体的に行うものであるとの理由から、平成26年度に委託事業を廃止した。

○ 生物多様性保全推進支援事業（交付金事業）

地方公共団体、地域住民、土地所有者、NPO法人、民間企業等で構成されている地域の協議会が実施する、希少野生動植物の保全、外来生物による生態系への影響等の軽減・防止、生物多様性保全上重要な地域での活動など、全国的な観点から必要性の高い事業を支援するものであり、平成26年度は27件、平成27年度は25件の事業を採択し、実施した。

今後は、交付金事業について、引き続き効果的・効率的な事業の実施に努め、地域における生物多様性の保全に関する活動を推進するとともに、地域の多様な主体の連携・協働による自発的な取組を促進していく。

**【地域連携保全活動の推進・「つなげよう、支えよう森里川海プロジェクト」】
（環境省）**

本施策は、地域における多様な主体が連携した生物多様性の保全のための活動を促進するためのものである。具体的には、以下のとおりである。

○ 地域連携保全活動の推進

活動のための体制整備が不十分な地域において、地域の特性に応じた活動を行うための情報の充実や理解の向上を図り、生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動協議会の設立への気運の醸成・支援を図るものである。また、多様な地域・空間で取り組まれている活動や、多様な主体との連携により地域の活性化につながっている活動の優良事例、協議会や支援センターの活動に関連する情報を収集・分析して全国へ発信する。

平成26年度は、生物多様性地域連携促進セミナーを全国3か所で実施し、地方公共団体間での意見交換会を1回開催した。平成27年度は、地方公共団体間での意見交換会を1回開催した。また、平成25年度以降、生物多様性地域連携促進法に基づく協議会が設立され、平成26年度は新たに全国2か所で地域連携保全活動計画が作成、全国4か所で支援センターが設置、平成27年度は新たに全国3か所で地域連携保全活動計画が作成、全国3か所で支援センターが設置され、平成27年度末時点で、全国13か所で地域連携保全活動計画が作成されるとともに、全国12か所で支援センターが設置された。さらに、環境省内のウェブサイトにて設けた生物多様性及び生物多様性地域連携促進法に関するウェブサイトにおいて、上述の情報を発信した。

今後は、地域連携保全活動計画の作成について、ウェブサイトによる情報発信や地方公共団体間での情報交換ができる意見交換会を積極的に開催することで、全国各地で取組が推進されるよう努める。また、生物多様性地域連携促進法附則第3条1項に基づき、施行5年後（平成28年度）において施行状況を評価し、見直しの必要性について検討を行う。

○ 「つなげよう、支えよう森里川海プロジェクト」

地域における森里川海を豊かに保ち、その恵みを将来世代に引き継ぐ取組を推進するとともに、これらの取組を国民全体で支える社会づくりを目指し、「つなげよう、支えよう森里川海プロジェクト」を推進している。

平成26年12月に環境省内にプロジェクトチームを立ち上げ、平成27年6月にはプロジェクト推進に向けた基本的な考え方と対策の方向性を示した「中間とりまとめ」を発表した。これを受け、公開シンポジウムを皮切りに、森里川海を支えることの必要性について、国民各層の認知・理解・共感を得るとともに、森里川海に関する地域の課題や先進的な取組を共有するリレーフォーラムを全国約50か所で開催し、4,000人を超える地域の方々が参加した。また、環境省ウェブサイトやパンフレットを通じた情報発信等も併せて行った。

今後は、森里川海をつなぎ持続的にその恵みを得られるような管理のあり方を経済・社会システムに組み込むことを目指し、先進的な地域と連携し、具体的な手法と仕組みづくりの検討を進める。

【「国連生物多様性の10年」※¹推進事業】（環境省）

本施策は、愛知目標※²の実現に向けて、国内のあらゆるセクターや地域が参画・連携し、継続的に取り組んでいくため、国内の主要なセクターの参画を得た「国連生物多様性の10年日本委員会」（UNDB-J）を設立し、各セクターの取組やセクター間の連携を促進するとともに、各取組の進捗状況を評価・検証し、国内外に発信することで、生物多様性の主流化に向けた取組を進め、愛知目標の実現を着実に推進していくものである。

平成23年9月から、国内の主要なセクターの参画を得たUNDB-Jの活動等を通じ、各セクター間の連携を促進しつつ、各年度においてトピックとなるテーマに関する事業を実施・促進している。平成26年度は、愛知県豊橋市で全国ミーティングを開催（参加人数430人）したほか、全国3か所で地域セミナーを開催（参加人数1,070人）した。平成27年度は、滋賀県で全国ミーティングを開催（参加人数約180人）したほか、国連生物多様性の10年の中間年にあたり、UNDB-Jのこれまでの取組の成果と課題、今後の方向性を中間評価として取りまとめた。また、後半5年間のUNDB-J及び委員の目標と具体的取組をまとめたロードマップ作成に向けて、UNDB-Jの運営部会や幹事会、中間年フォーラム等にて幅広く意見交換を実施した。

今後は、中間評価としてまとめた課題と今後の方向性を基に、後半5年間のロードマップを作成し、更なる取組の促進を図っていく。

※¹ 国際連合では、愛知目標の実現に向けた取組を強化するため、平成23年（2011年）から平成32年（2020年）までの10年を「国連生物多様性の10年」と定めている。

※² 平成32年までの生物多様性に関する目標としてCOP10で採択されたもの。

<里地里山等に関する取組>

【里地里山保全活動支援業務】（環境省）

本施策は、里地里山の保全活用の促進を図るため、NPO、ボランティア等の活動団体等を主たる対象として、専門家を交えて実践的な保全再生計画づくりや作業技術の向上等の技術研修会を開催するとともに、保全活動における課題を整理し、それを解決するための技術的方策の情報発信等を行うものである。

平成 19 年度から平成 25 年度までの 7 年間で、全国 35 都道府県において里地里山の保全活用のための技術的助言や取組事例の紹介、課題に対する解決手法等について専門家を交えて学ぶ「里なび研修会」を行い、平成 25 年度は全国 5 か所で実施した。また、里地里山保全活用に関するウェブサイトにおいて、研修会の結果及び保全活動に係る課題や解決のための手法、効果的かつ持続的な取組のための方策等の情報発信を行った。なお、本施策は、開催地における保全活動について、参加者の増加、取組面積の拡大、新たなテーマ活動の開始、他団体との連携等の効果が得られたことから、平成 25 年度をもって終了した。平成 26 年度及び平成 27 年度は、環境省ウェブサイト上で活動団体や活動場所の紹介、生態系管理などに関する専門家の人材の登録・紹介を行った。

今後は、保全活動への参加者数の増加、地方公共団体や大学・研究機関等の新たな連携・協力の開始、取組の認知度アップ等が図られるよう、ウェブサイトやリーフレット等の情報の更新を含め、引き続き広報活動を行う。

【森林・山村多面的機能発揮対策】（農林水産省）

本施策は、林業の不振、山村地域の過疎化・高齢化等により、地域住民と森林との関係が希薄化しているため、森林の有する多面的機能の発揮、山村地域の活性化に向け、山村における地域活動に対する支援を実施するものである。

平成 26 年度は、交付金事業により、約 1,700 の活動組織の活動計画を採択、平成 27 年度は、約 1,900 の活動組織の活動計画を採択し、各地域において森林整備、森林資源の利活用、森林環境教育等が実施され、地域住民等による森林整備等の活性化につながった。平成 28 年度も引き続き交付金事業を実施する予定である。

今後も引き続き、山村における地域活動に対する支援を実施し、森林の有する多面的機能の維持向上に努めつつ、山村の活性化を図っていく。

【協定締結による国民参加の森林づくり】（農林水産省）

本施策は、豊かな自然環境を有する国有林野において、協定の締結により継続的に多様な活動が展開できる場を積極的に提供し、多様な森林整備や保全活動の要請に対応した国民参加の森林づくりの推進に寄与するものである。具体的には、活動の目的に応じ、森林管理署長等が多様な主体と協定を締結し、活動の場を提供するものである。

平成 11 年度から施策を実施し、平成 26 年度末時点で、ボランティア団体等が自主的な森林づくり活動を行う「ふれあいの森」は 140 か所、企業等が社会貢献

活動を目的とした森林づくり活動を行う「社会貢献の森」は 137 か所、地域の協議会等が木の文化を後世に継承していくための森林づくり活動を行う「木の文化を支える森」は 24 か所、学校等が森林環境教育の推進を目的とした森林教室や体験活動を行う「遊々の森」は 168 か所、民間団体等が森林保全を目的とした森林パトロールや美化活動を行う「多様な活動の森」59 か所、民間団体等がそれぞれの地域や森林の特色をいかした森林管理の実施を目的とした森林整備・保全活動を行う「モデルプロジェクトの森」17 か所を設定している。

今後も、NPOや企業等の多様な主体からの要望に応じて、引き続き活動の場を積極的に提供する。

【多面的機能支払交付金】（農林水産省）

本施策は、平成25年度に終了した「農地・水保全管理支払交付金」を引き継ぐ事業として、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域の共同活動に対して支援を行うものである。具体的には、農業者等による組織が取り組む泥上げや農道の路面維持など地域資源の基礎的保全活動、農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化など、多面的機能を支える活動を支援する「農地維持支払」及び、地域住民を含む組織が取り組む水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成など農村環境の良好な保全を始めとする地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援する「資源向上支払」を実施する。

平成26年度は、農地維持支払は全国約196万haの農用地を対象に約2万5,000組織、資源向上支払は、全国約179万haの農用地を対象に約2万1,000組織が活動を実施した。平成27年度（平成28年1月時点）は、農地維持支払は全国約218万haの農用地を対象に約2万8,000組織、資源向上支払は、全国約193万haの農用地を対象に約2万3,000組織が活動を実施した。

今後は、取組状況の点検や制度の効果等の検証等を行い、施策への反映を行う。

<都市に関する取組>

【集約型都市構造の実現】（国土交通省）

本施策は、地方都市や中山間地域では人口減少・少子高齢化に直面し、医療・福祉・商業等の生活サービス機能の維持が困難になることが予想されること、また、都市の低炭素化を促進していく上では、自動車に過度に頼らない都市構造の実現に向け、都市構造を集約型に転換していく方向性を踏まえ、地域の特性に即し、コンパクトなまちづくりと、これと連携した交通ネットワークの形成を基礎とした多層的な地域構造を構築し、日常生活サービスや高次都市機能等を持続的に提供できる活力ある地域を形成するとともに、都市の低炭素化の実現を図るものである。

平成26年度は、都市機能や居住を誘導・集約するため都市再生特別措置法の一部を改正し、立地適正化計画制度を創設した。また、「低炭素まちづくり計画」策定等に必要な支援を実施し、8都市で計画が策定された。さらに、「都市・地域

総合交通戦略」策定等に必要な支援を実施し、6地区で計画が策定された。平成27年度は、立地適正化制度の周知・普及、市町村による同計画の作成に対する予算措置等による支援を実施しており、平成27年度末時点で276市町村が同計画の作成に向けた具体的な検討を開始し、そのうち1都市が計画を作成・公表した。さらに、「低炭素まちづくり計画」策定等に必要な支援を実施し、5地区で低炭素まちづくり計画が策定され、「都市・地域総合交通戦略」策定等に必要な支援を実施し、3都市で計画が策定された。

今後も引き続き、集約型都市構造の実現に向け、市町村による立地適正化計画の作成や同計画に基づく誘導施設、公共交通ネットワークの整備など、都市機能の立地誘導等に対する予算措置等による支援を行う。

<環境的に持続可能な交通システム等に関する取組>

【環境的に持続可能な交通（E S T）の普及展開】（警察庁、国土交通省、環境省）

本施策は、環境的に持続可能な交通[※]（E S T：Environmentally Sustainable Transport）の推進を自発的に目指す地域に対し、平成16年度から平成18年度にかけて実施したE S Tモデル事業の成果を情報提供するとともに、地域におけるE S Tの普及推進のため、セミナー等の開催やフォーラム等の後援を行うものである。

平成22年度から、モデル事業の成果及びその分析・検証結果をデータベース化し、ウェブサイトに掲載している。また、地方公共団体や交通事業者等を対象としたE S Tの取組事例、交通環境対策の情報提供とE S Tを普及するための「地方E S T創発セミナー」を平成26年度に4地域、平成27年度に3地域、地方公共団体の実務担当者等を対象とした地域の交通と環境に関わる課題を解決するための「地域の交通環境対策推進者養成研修会」を平成26年度と平成27年度に1地域ずつ開催したほか、「E S T交通環境大賞」及び「E S T普及推進フォーラム」への後援を継続して行った。

今後も、引き続き、セミナー等の開催やフォーラム等の後援を通じ、E S Tの普及推進を図る。

※ 長期的な視野で環境面から持続可能な交通を踏まえて、交通・環境政策を策定・実施する取組。

重点検討項目②：環境配慮の促進のための環境影響評価制度の充実・強化

持続可能な社会の実現に向けては、事業の位置・規模等の検討を行う段階よりも上位の計画及び政策の策定や実施に環境配慮を組み込むための戦略的環境アセスメントの制度化に向けた検討を行う必要がある。

また、平成 25 年 4 月に導入された配慮書手続を含め、「環境影響評価法」（平成 9 年法律第 81 号）の手続全体の適切かつ効果的な運用のため、再生可能エネルギー導入に際しての環境影響評価手続に必要な環境基礎情報の提供等の情報基盤の整備や必要な人材育成が重要である。

このような観点から、以下の a)、b) の項目について、関係行政機関の取組状況を確認した。

a) より上位の戦略的環境アセスメントの制度化に向けた取組

b) 環境影響評価制度の着実な運用と環境影響評価の技術手法の研究・開発の取組及び将来的な対象事業や自主的な環境配慮の取組についての調査・検討の取組

(1) 環境基本計画における施策の基本的方向

持続可能な社会の実現に向け、事業の位置・規模等の検討を行う段階よりも上位の計画及び政策の策定や実施に環境配慮を組み込むための戦略的環境アセスメントの制度化に向けた検討を行う。また、諸外国での制度や運用実態の情報収集を行い、我が国に即した制度の構築を進める。

配慮書手続等を含めた環境影響評価法の適切かつ効果的な運用のため、再生可能エネルギー導入に際しての環境影響評価手続に必要な環境基礎情報の提供など、情報基盤の整備を進めるとともに、必要な人材育成に取り組む。環境影響評価法の対象外である事業についても、必要に応じて、事業の計画・実施に際しての環境配慮を促進させる方策を検討する。

(2) 現状と取組状況

国は、事業者等に対して制度の趣旨を含めた情報提供、技術的支援及び理解向上に努め、環境影響評価法に基づく取組等を促進する必要がある。

このような観点の下に、以下のような取組を行っており、これらに関連する現状は以下のとおりである。

a) より上位の戦略的環境アセスメントの制度化に向けた取組

現状

平成 23 年 4 月に環境影響評価法の一部が改正され、事業の位置・規模等の検討段階から、環境の保全のために配慮すべき事項を検討する計画段階環境配慮書（配慮書）手続が導入された。平成 25 年 4 月 1 日の改正法施行後から平成 28 年 3 月 31 日までの 3 年間に 74 事業において配慮書手続が行われた。一方、環境影響評価法の一部が改正された際の衆議院環境委員会の附帯決議（平成 23 年 4 月 19 日）等において、既に諸外国で導入されている、位置・規模等の検討段階よりもより上位の計画や政策の検討段階における戦略的環境アセスメント（S E A : Strategic Environmental Assessment）の制度化に向けた検討を行うことが求められた。

このような状況を踏まえ、今後、配慮書手続の実態や諸外国での事例等を踏まえて、S E A の制度化に向けた検討を進めることとしている。

取組状況

【戦略的環境アセスメント（S E A）に関する取組】（環境省）

本施策は、平成 23 年 4 月に環境影響評価法の一部が改正され、事業の位置・規模等の検討段階から、環境の保全のために配慮すべき事項を検討する計画段階環境配慮書手続が導入された。一方、一部改正における衆議院環境委員会附帯決議（平成 23 年 4 月 19 日）等において、既に諸外国で導入されている、より上位の計画や政策の検討段階における戦略的環境アセスメント（S E A）の制度化に向けた検討を行うことが求められている状況を踏まえ、諸外国における制度の把握など、検討に必要な情報の収集整理を進めるとともに、戦略的環境アセスメントの制度化に向けた取組を進めるものである。

平成 26 年度は 29 件、平成 27 年度は 38 件の配慮書に対し環境大臣意見を提出した。配慮書手続については、地方公共団体の条例又は要綱において順次導入されており、平成 28 年 3 月 31 日時点において、22 都道府県、13 市で導入されている。また、諸外国における S E A の導入状況、環境アセスメント（E I A）と S E A の法体系、計画策定プロセスとの関係性などを踏まえ、地方公共団体の施策の上位に位置づけられる制度・計画における環境配慮の事例を調査するとともに、S E A の導入に向けた検討を行った。さらに、アジアにおいては、既に S E A を導入している国もあることから、アジア各国における S E A を含めた環境影響評価に係る制度、運用に関して情報の収集・整理を行った。

今後は、配慮書手続等の実績や諸外国の取組などを参考にしつつ、国や地方公共団体における政策形成の実態を踏まえ、我が国に適した戦略的環境アセスメントについて、配慮書手続の活用状況も踏まえつつ、引き続き検討を行っていく。

b) 環境影響評価制度の着実な運用と環境影響評価の技術手法の研究・開発の取組及び将来的な対象事業や自主的な環境配慮の取組についての調査・検討の取組

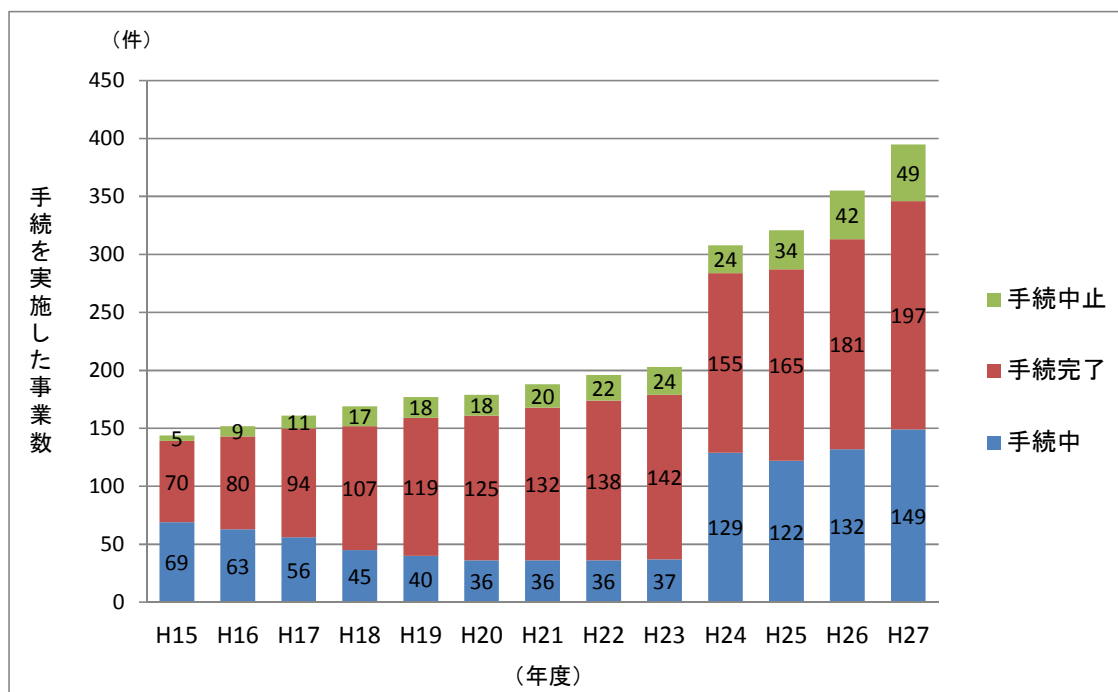
現状

環境影響評価法により、道路、ダム、鉄道、飛行場、発電所、埋立・干拓、土地区画整理事業等の開発事業のうち、規模が大きく、環境への影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、環境影響評価の手続を実施することが義務付けられている。同法に基づいて手続を実施した事業は、平成24年10月の政令改正で風力発電所が対象事業に追加されたこともあり、平成24年度から増加し、平成28年3月末時点で計395件である。そのうち、平成27年度に新たに手続を開始したのは40件、手続を完了したのは16件、手続を中止したのは7件である（図表3）。

地方公共団体では、47都道府県及び17市において、環境影響評価に関する条例が制定されており、方法書手続や準備書手続等が設けられるなど、環境影響評価法とほぼ同様の手続を規定している。配慮書手続についても、条例又は要綱において順次導入され、平成28年3月31日時点で、22都道府県、13市で導入されている。

また、環境省では、風力発電等の再生可能エネルギー事業について、質が高く効率的な環境影響評価を実施できるよう、環境情報（貴重な動植物の生息・生育状況等の情報）や関連する技術情報に関するデータベースを整備し、平成26年5月からデータの提供を開始した。

図表3. 環境影響評価法に基づき実施された環境影響評価の施行状況



注 2つの事業が併合して実施されたものは、合計で1件とした。

出典) 環境省資料から作成

取組状況

【環境影響評価制度の着実な運用に関する取組】（環境省）

本施策は、環境影響評価法の対象事業について、平成 23 年 4 月の同法改正に伴う対応も含め、事業の実情に即して環境影響評価制度を柔軟に運用しつつ、同法による環境保全に十全を期していくものである。

○ 配慮書手続や報告書の公表手続等（平成 25 年 4 月施行）

平成 26 年度は 50 件、平成 27 年度は 59 件の配慮書・評価書（発電所の場合は準備書）に対し環境大臣意見を提出し、配慮書手続や報告書の公表手続等の着実な施行により、事業に対する適正な環境配慮の確保を図った。

○ 地方公共団体における環境影響評価制度

地方公共団体における環境影響評価制度は、47 都道府県、17 市において条例が制定されており、方法書手続や準備書手続が設けられるなど、環境影響評価法とほぼ同様の手続が規定されている。配慮書手続については、22 都道府県、13 市において、条例又は要綱に規定されている（平成 28 年 3 月末時点）。

○ 情報基盤の整備

環境影響評価に必要な情報が、国民や事業者、地方公共団体職員等に広く活用されるよう、環境省が運用する「環境影響評価情報支援ネットワーク」において、情報基盤の整備を進めてきた。平成 26 年度及び 27 年度においては、環境影響評価法や条例に基づく配慮書手続の事例集の追加や配慮が必要な動植物の出現生物種情報の整備等を行った。

○ 実務関係者を対象とした研修

環境影響評価についての知識及び技術力の向上を図るため、事業者、環境コンサルタント、地方公共団体職員等の実務関係者を対象とした研修を全国各地で平成 26 年度は 3 回、平成 27 年度は 4 回実施した。

○ 環境影響評価の迅速化

再生可能エネルギー導入推進のための風力・地熱発電の設置や、環境負荷の低減が図られる火力発電所の改善リプレースに関する環境影響評価の手続において、経済産業省や地方公共団体と協力しながら、従来 3～4 年程度かかるかとされている手続期間を、前者については半減、後者については最短 1 年強を目指し、事業者が行うべき環境調査の一部を代替するため環境省が調査した環境基礎情報をデータベースとして整備・公表する事業や、国と地方公共団体の審査を並行して行うなどの審査期間の短縮に取り組んだ。

○ 「東日本大震災復興特別区域法」

東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号）において、手続期間の短縮を図りつつ、適切な環境保全の配慮を確保するため、復興整備計画に復興整備事業として位置付けられた土地区画整理事業又は鉄道並びに軌道の建設及び改良の事業について、手続を一段階に集約した環境影響評価法の特例措置が規定され、同規定に基づき 2 事業（土地区画整理事業、鉄道）が

進められている。

今後とも引き続き、環境影響評価制度の着実な運用を行う。

【環境影響評価の技術的手法の研究・開発等の取組】（環境省）

本施策は、環境影響評価法の改正により配慮書手続が導入されたことを受け、同法に基づく基本的事項や主務省令を改正するとともに、技術的手法に関する解説（技術ガイド）の作成、見直しを行い、その成果の普及を図るものである。

放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 60 号）による環境影響評価法の改正により、環境影響評価手続の対象に放射性物質による環境への影響を含めることとなった（平成 27 年 6 月 1 日施行）。これに伴い、環境影響評価法に規定する主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項を改正した（平成 26 年 6 月 27 日）。これを踏まえ、環境影響評価法の対象事業種ごとの主務省令が改正された（平成 27 年 6 月 1 日施行）。併せて、事業者が環境影響評価の際に参考とする調査等の手法や環境保全措置の内容について、「環境影響評価技術ガイド（放射性物質）」を作成し、公開した（平成 27 年 3 月 30 日）。また、最新の知見を反映させるため、既存の「大気・水・土壌・環境負荷」「生態系」「自然とのふれあい」に関する技術ガイドについても、平成 27 年度に見直しの検討を行った。

今後は、既存の技術ガイドに最新の知見を反映させるとともに、適切な環境影響評価が行われるよう、知見の蓄積を図り、環境影響評価の技術的手法の研究・開発や見直しを行い、その成果の普及に努めることにより、環境影響評価に必要な技術の向上を図る。

【環境影響評価法対象外事業における環境配慮の促進】（環境省）

本施策は、環境影響評価法の対象外である事業についても、事業の計画・実施に際しての環境配慮が促進される方策を検討するものである。

○ 環境影響評価法の対象外事業に関する事例集の公開

法令等の対象とならない事業や事業活動について、事業者による自主的な環境配慮の取組を支援し、促進するために、参考となる様々な事例をとりまとめた「自主的な環境配慮の取組事例集」を、平成 27 年 6 月に公表した。

○ 小規模火力発電等の環境保全対策

東日本大震災以降の電力ひっ迫状況や電力システム改革等の電力をめぐる動向を背景に、近年、環境影響評価法の対象規模未満、特に、第 2 種事業^{*}の規模要件である 11.25 万 kW をわずかに下回る程度の小規模火力発電所の設置等の事業・計画が急増している。そのため、事業者自らが実行可能な範囲で実態に即した環境保全対策を検討する際に役立ち、また、地方公共団体業務の参考となるよう、優良で先進的な環境保全に関する技術事例を収集・整理しとりまとめた「小規模火力発電に係る環境保全対策ガイドライン～自治体や事業者の方に広くご活用いただくための環境保全技術先進事例とりまとめ～」を、平成 26 年 10 月に公表した。また、ガイドライン（事例とりまとめ

)の活用状況や改善すべき点などのフォローアップに関し具体的な検討を行うため、検討会を開催した。さらに、小規模火力発電等の環境保全対策について、様々な観点から総合的に検討を行うため、平成 27 年度に検討会を開催し、課題・論点についてとりまとめ、その後の検討を踏まえ、「望ましい自主的な環境アセスメントの実務集」(仮称)を今後作成することとした。

○ 環境影響評価法の対象外である太陽光発電事業に関する事例集の作成

環境影響評価法の対象ではない太陽光発電事業について、地域の環境への影響について懸念されるケースも見受けられることから、大規模な太陽光発電事業に伴う環境保全上の問題への対応を検討している地方公共団体の職員の参考となるよう、問題への対処を行っている地方公共団体の取組事例集を平成 27 年度に作成し、地方公共団体等に周知した。

今後は、小規模火力発電所について「望ましい自主的な環境アセスメントの実務集」(仮称)を作成し周知する。また、環境影響評価法対象外事業について情報の収集に努めるとともに、自主的な環境配慮の取組や住民との情報交流等に関する情報収集・整理し、環境配慮の取組に活用されるよう周知するなど、国内において自主的な環境配慮の取組が促進される方策について引き続き検討する。

※ 環境影響評価法第 2 条第 3 項に基づき、環境影響評価を行うかどうかを個別に判断する事業。

【風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業】(環境省)

本施策は、東日本大震災を契機として低炭素社会の構築に貢献し、かつ自立分散型で災害にも強い再生可能エネルギーの大幅な導入拡大が求められている一方で、再生可能エネルギーとして期待されている風力発電や地熱発電(以下「風力発電等」という。)について、騒音、動植物(バードストライク等)、景観及び温泉等への環境影響が懸念されていることを踏まえ、風力発電等について、適正な環境配慮を確保した健全な立地を円滑に進めていくため、環境影響評価に活用できる環境基礎情報(貴重な動植物の生息・生育状況等の情報)のデータベース化及びその提供を通じて、質が高く効率的な環境影響評価の実施を促進するものである。

平成 26 年度は 27 か所、平成 27 年度は 15 か所のモデル地区を選定し、平成 24 年度からの累計 86 か所で事業を実施した。また、モデル地区の調査結果や、全国の既存の自然環境等の情報を GIS データに加工し、収集した情報は検索、閲覧等ができるよう「環境アセスメント環境基礎情報データベースシステム」を構築し、平成 26 年 5 月から運用を開始した。平成 27 年度は、本データベースシステムの情報の拡充と GIS 情報の一元化など利便性の向上に向けてシステムの改修を行った。

今後も引き続き、質の高い環境影響評価を効率的に実施できる条件整備を行い、環境と地元を配慮しつつ風力発電等の立地が円滑に進むよう支援する。特に、「環境アセスメント環境基礎情報データベースシステム」については、環境影響評価の手の各段階において、あらゆる関係者が利用しやすいよう、引き続き内容の充実を図るとともに、最新情報への更新を行う。

【風力発電等に係る地域主導型の戦略的適地抽出手法の構築事業】（環境省）

本施策は、風力発電等の立地に当たって、従来、事業者が単独で計画を立案して進めてきたために、環境影響に関する懸念や先行利用者との調整等により事業計画の構想・立案が長期化する事例が見られることから、事業者単独ではなく、地方公共団体が主導して、先行利用者との調整や各種規制手続の事前調整等を図りつつ、それらと一体的に環境影響評価手続を進めることで、その後の事業者の事業計画が円滑に進み、環境配慮と両立した再生可能エネルギーの導入を加速化させる適地抽出の手法を構築するものである。

平成 27 年度は、風力発電所等の誘致に積極的な地方公共団体をモデル地域として公募し、モデル地域（陸上、洋上、地域特性等を考慮して 4 地域を選定）において、関係者・関係機関との調整、既存情報の収集（基礎情報整備モデル事業のデータを活用）、実現可能性の検証等を行い、質が高く効率的な適地抽出手法の検討を実施した。

今後も引き続き、モデル地域での適地抽出に係る知見の収集に努め、環境や地元を配慮しつつ、事業計画の円滑な進捗に資するガイドの策定を進めるとともに、平成 28 年度からは地熱発電を対象としたモデル地域を追加公募し、風力発電及び地熱発電に係る、より汎用性の高いガイドを策定する。